

丸亀町レッツホール / カルチャールーム 利用規定

高松丸亀町商店街振興組合

「設置の目的」

当施設は市民の皆様方の生活・文化の向上に寄与することを目的に設置しているものです。次の事項に留意のうえ、ご利用下さいますようお願い申し上げます。

1. 予約・受付

申し込み・仮押さえ受付開始：原則として

6ヶ月前の1日から受付開始 (例) 12月25日使用→6月1日

申込方法：メール、FAX、直接申し込み いずれも可能

申込書は丸亀町商店街ホームページからダウンロードできます。

<http://www.kame3.jp>

高松丸亀町商店街振興組合 事務所

〒760-0029 香川県高松市丸亀町13番地2 丸亀町商店街ビル4F

TEL (087) 821-1651 / FAX (087) 823-0730 / mail:info@kame3.jp

■具体的内容をご提示いただいた上で仮押さえの手続きを開始させていただきます。

■利用日の2週間前までに本申込がない場合はキャンセルさせていただきます。

■申込書に内容等詳細に記入の上ご提出ください。

■代理申込はできません。利用者様ご自身、または、当日常駐し運営される代理店等の担当者様がお申込ください。

■利用内容に承認が降りましたら、お見積書、ご請求書をお送りします。

2. 利用料金の納入

請求書到着後、利用前にお振り込みまたは直接現金で全額お支払下さい。

但し、当日の会費等からお支払いいただくなど、事情のある方はお申込みの際お知らせ下さい。

3. 基本室料の区分

■販促・物販：販促催事・物販・商品説明会など商業活動（入場料、会費等有料の場合）

■文化・非販促：勉強会・講演会などカルチャー活動（入場料、会費など無料の場合）

*料金については別紙料金表をご参照ください。

*入場料が発生する場合は商業活動扱いとなり、販促側の料金体系を適用します。

4. 開館時間・休館日

開館時間 10時

※準備のための入館も10時以降となります。

撤収完了、最終退館時刻 20時

休館日：元日（但し、当組合都合により休館することがあります。）

5. 面積

〈レッツホール〉：170㎡

〈カルチャールーム〉：各室 80㎡

西側：カルチャールーム①／中央：カルチャールーム②／東側：カルチャールーム③（シンクつき）

*部屋間のパーテーションを収納し、複数室つないで利用できます。

6. 備品等

各種備品の貸出をいたします。別紙料金表をご参照の上、お申し込み下さい。

■会場準備、備品の組み立て作業は利用者側でお願いします。

■使用後は、元あった場所へ、元あったようにお返してください。

乱雑になっている場合や所定の場所以外に返却の場合、復旧作業料を申し受けます。

■備品の他室への移動は、固くお断りいたします。

■各室常備備品は以下の数までを貸室料に含みます。不足分はレンタル手配の上お持ち込みください。

長机：レッツホール 35台／カルチャールーム 各室 10台

イス：レッツホール 100脚／カルチャールーム 各室 30脚

7. 搬入・搬出

搬入・搬出は前後の利用者の迷惑にならないよう行ってください。

大型の物品（什器等）を搬入される場合は、営業時間外にお願いしております。営業時間外は別途案内員手配料金がかかります。

■規模により「外来作業（搬出入）承認申請書」の提出が必要になることがあります。

8. 清掃・整頓

会場の清掃、備品の整理整頓および入場者の整理（自転車整理も含む）は、利用者の責任において必ず行ってください。ビラ等を配布した場合は周辺の清掃も行ってください（高松市条例）。利用の際出たゴミは全てお持ち帰り下さい。特にシンク付きルーム3は、衛生管理上特段のご配慮をお願いします。

9. 汚損・破損・紛失

利用者ならびに関係者の故意または過失により、会場、建物、附属設備、備品などを汚損、破損、紛失した場合は損害を弁償して頂きます。

10. 維持・管理

利用中は責任者が常駐し、物品の管理、関係者の秩序維持・整理等については責任をもって行ってください。また、前日からの搬入の展示物等、搬入品についての紛失・盗難・破損等の事故について、当方は一切責任を負いませんのでご了承願います。利用後は消灯、施錠等責任をもって行ってください。

なお、消し忘れ等があった場合は反則金をいただきます。

11. 持込備品の預託

利用日が複数に渡る場合は、備品等室内へ存置いただけますが、日程が開く場合、利用の都度全てお持ち帰りください。カルチャールーム戸棚、引き出し等に備品が残っている場合、当方で撤去、処分させていただきます。また、盗難、存置期間中の破損等被害については一切責任を負いません。

12. 火気の禁止

火気はご利用いただけません（消防法令）。

13. 通路の使用について

消防法の規定により、通路部分、防火扉周辺に物を置いたり、パーティションで塞いで通路を隔離するといった行為は一切できません。違反しますと、法令には全館即時使用禁止等の重い罰則規定があります。

レッツホールの催事受付は、エスカレーター側、木目可動扉の前、もしくはホール階段下へ設置願います。なお、その際、通路幅を1.6m以上確保してください。幅がこれより狭い場合も消防法違反の罰則対象となります。

14. 違約料

本契約後に利用契約を解約される場合は、次の基準により違約料を申し受けます。

◇利用日前14日～7日までの期間…利用料の25%

◇利用日前7日～1日までの期間…利用料の50%

◇利用日前日のキャンセル…利用料の70%

◇利用日当日のキャンセル、不連絡不使用…利用料全額

天変地異等特別な場合は減免することがあります。

15. カギについて

カギの保管については十分ご注意ください、確実に返却をお願いします。なお、紛失の際は全館すべてのカギを取り替える必要が生じ、その費用を全額ご負担いただきます。

16. 搬入車両について

商店街への車の進入・駐車は禁止されております。搬入は、付近の駐車場から台車等で行っていただきます。トラック等から大型什器を直接搬入することができませんので、展示什器等の選定にご注意下さい。

17. 自転車について

主催者側スタッフ、また入場者の方の自転車につきましても路面への駐輪はできません。ビルに設置の地下駐輪機をご使用いただくようお願い申し上げます。

(5時間以内無料 以降24 毎100円)

18. 呼び込み等について

イベント主催者側での呼び込み、チラシ配布等につきましては必ずお届け下さい。また、店舗前での呼び込みについては営業の妨害となりますのでお控え下さい。

19. 掲示物について

壁面塗装がはがれてしまいますので、白い壁面、塗装部分、レッツホール木目可動壁への掲示は禁止します。

灰色のコンクリート壁面、およびガラス面へ貼り付けて下さい。利用終了後は速やかに、痕が残らないよう丁寧に剥がして下さい。痕残りやハガレ、破損している場合には清掃・補修作業料をいただきます。

レッツホール階段下～エレベーターのりばへ至る「ブリッジ」への矢印誘導表示は、最小限可能です。

ただしチェックのうえ、過剰と判断したものは撤去することがあります。

他フロアへの矢印掲示は一切禁止ですので、スタッフには充分周知願います。

エスカレーターから入ってすぐの自動販売機反対側にコルクボードがありますので、押しピン・画鋏をご用意のうえ、ご自由にお使い下さい。

1階エスカレーター前への案内掲示は、指定の器具1台のみ可能です。事前にお知らせ下さい。

20. 禁止行為

キャッチセールス、靈感商法、偽ブランド品の販売および類似行為、公序良俗に反する行為が認められた場合は即刻利用許可を取消し、退去していただきます。また、それにより発生した損害についてはその賠償を請求する場合があります。

21. 売上、利用人数の報告

イベント効果を測定するため、物販、営業等でご利用頂く場合には、毎日の売上額をご報告いただきます。また、行政への利用人数報告義務がありますので、終了後はカギ袋に同封の催事終了報告書にご記入の上ご報告下さい。なお、いただいた売上情報については催事効果の測定のみを使用し、外部への提供は行いません。（法に基づく強制捜査、省庁等機関の提供要請によるものは除く）

22. 安全確保のために

消防関係の法令に基づき、看板設置可能場所は限られております。告知看板等を設置される方は、あらかじめお届け下さい。ホール外周部分（カーペット床でないところ）および、カルチャールーム前の廊下は避難通路ですので、物品、間仕切り、受付等一切置くことができません。また、客席は十分な避難通路を確保できるように配置願います。（消防法令では、1. 2 m幅の避難通路が必要です）随時係員が巡回確認し、必要なお願いをすることがあります。

指示に従っていただけない場合は消防法違反となり、その場で使用中止の上退去いただきます。

事件・事故が発生した場合は、まず人命救護措置を行い、消防、警察の順に通報のうち、丸亀町商店街事務所または吉番街管理室（TEL 087-821-4815）へ緊急通報願います。救急救命講習を受けた職員もおりますので、躊躇せずお知らせ下さい。

最寄りのAEDは、高松中央郵便局時間外窓口にあり、24時間使用可能です。

23. その他

火災等、ビル災害の発生時には防火管理者の指示に従ってください。また、事前に避難経路、消火器の位置、避難具の位置についてよくご確認ください。

その他、イベントで発生したいかなる災害・事故についてもビル所有者の明らかな過失以外は責任を負いかねますので、保険手配等、主催者側での対応をお願いします。

上記各項目について、お守りいただけなかった場合、現状復帰、清掃、修繕、要員手配等の実費を頂戴します。重大な違反の場合、その場で利用許可を取消し、即刻退去していただくこととなります。

この場合、利用料の返還は行わず、以後の利用をお断りすることとなります。

＜津波避難ビル 対応ご協力のお願い＞

なお、当ビルは高松市から「津波避難ビル」に指定されており、大規模地震災害、津波等が予想される場合には、市からの要請等に基づいて催事を中止・中断いただき、ホーム、ルーム等を避難用に開放していただくことがあります。津波警報等発表からおおむね1時間以内の開放が目安とされておりますので、ご協力をお願い致します。施設のある4階は、地上高15m以上確保されておりますので、そのままとどまっていただくほうが安全です。自家発電装置も完備しておりますので、夜間でも最低限の照明は確保できる見通しです。

【事前に資機材をお送りになる場合】

当日、会場におられる場合に限り、会場への配達が可能です。指定日配達でお送り下さい。

☎760-0029 香川県高松市丸亀町1-1 高松丸亀町壱番街東館4階

丸亀町レッツ（ホール・カルチャールーム1～3等） 「使用者」 「担当者」様宛

電話番号はお受け取りになる方の携帯電話をご指定下さい。

また、高松中央郵便局が至近にありますので、書類やゆうパックも局留め扱いで先送りすることができます。

☎760-8790 高松中央郵便局留 「使用者」「担当者」様宛

※郵便局への事前連絡は不要ですが、受け取りの際身分証明の提示が必要になります。

中央郵便局ですので、発送や受け取りは24時間可能です。

【ライブをお考えの皆様へ】

下の階は店舗ですので、ドラム演奏、ベースアンプ直置きでの使用は出来ません。

PAを持ち込んでライブ演奏される場合は、あらかじめ書店の方と協議いただき、サウンドチェックでは書店内まで音が響くかどうか充分確認しながら音量を設定して下さい。周囲店舗の営業や上層階マンションの安寧な生活を妨害すると判断される場合、当方で電源を遮断し中止いただくこととなります。当組合では、PA機材一式、オペレーター常駐で充実したライブ環境をご提案することができます。担当者までお気軽にお申し付け下さい。

【はじめてのイベント、応援します！】

イベントがはじめてで、告知の方法やポスターの作成がわからないという方、当組合では大型プリンターや高速プリンターを導入し、ポスターやフライヤーの作成から、企画運営、司会者やミュージシャンの手配等イベント専任職員がお手伝いいたします。

※作業料、出演料、印刷料金等が別途必要です。

【駐車場について】

スタッフ・お客様ともに、丸亀町町営・運営駐車場をご利用下さい（有料）

システム上駐車スペースの事前確保はできませんが、大幅割引適用の長時間サービス券をご用意しております。（5時間500円／12時間1000円／24時間1500円。駐車場の券売機で販売）また、お客様サービス用に60分サービス券を販売しておりますので、ぜひご利用下さい。（昼間通常料金300円→246円 駐車場管理人室で5枚単位で販売）